

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の設定（案）

1. 「教育・保育」の「量の見込み」

（1）国の算出方法等による「量の見込み」をそのまま活用し、区域間調整を行うもの

① 1号認定、2号認定（教育利用希望）

（2）「量の見込み」自体を減補正し、区域間調整を行うもの

① 2号認定（保育希望）※一部「利用実績」を考慮し引き上げる。

② 3号認定（1・2歳家庭のみ）

（3）「量の見込み」自体を減補正のうえ、「利用実績」を考慮し引き上げるもの

① 3号認定（0歳家庭のみ）

2. 「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」

(1) 「量の見込み」を「利用実績」を考慮し引き上げるもの

- ①時間外保育事業（延長保育事業）

(2) 国の算出方法等による「量の見込み」をそのまま活用するもの

- ①子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ②地域子育て支援拠点事業（子育てプラザ）
- ③病児・病後児保育

(3) 「量の見込み」自体を減補正するもの

- ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）
- ②その他の一時預かり事業（保育所等）

(4) 小学生を対象に実施したアンケート調査結果を活用し「量の見込み」を設定するもの

- ①放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
- ②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(5) アンケート調査によらずに「量の見込み」を設定するもの

- ①利用者支援事業
- ②乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ③養育支援訪問事業
- ④妊婦健診事業